

○財務省告示第二百九十五号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十二年八月十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十二年九月七日

財務大臣 野田 佳彦

一 名称及び記号 利付国庫債券（四十年）（第三

回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三

十四号）第四条第一項及び特別

の法律及びその 会計に関する法律（平成十九年

法律第二十三号）第四十六条第

一項

三 振替法の適 社債、株式等の振替に関する法

律（平成十三年法律第七十五号）

以下「振替法」という。）の規定

の適用を受けるものとし、その

振替機関は日本銀行とする。

利回りを競争に付して行われる

入札による発行

各申込みのうち応募利回りの低

いものからその応募額を順次割

り当てる。

額面金額で二千九百九十七億円

うち、財政法第四条第一項の規

定に基づき発行した利付国債に

ついては、額面金額で千八百九

億二千九百九十五万円の特別会

計に関する法律第四十六条第一

項の規定に基づき発行した利付

国債について、額面金額で千

六 発行額

五 募入決定の  
方法

四 発行方法

三 振替法の適  
用等

二 法律及びそ  
の条項

一 名称及び記  
号

七	八	九	十	十
払	最	振	十	十
込	低	替	一	三
金	額	単	発	
額	面	位	行	
	金		行	
			価	
			格	
			日	

百八十七億七千五百万円  
 三十三億八千八百三十八  
 万五千円  
 五万五千円  
 振替法の規定による振替口座簿  
 の記載又は記録は、最低額面金  
 の整数倍の金額によるものとす  
 ずる。平成十二年八月十日  
 平成一十二年八月十日  
 額面金額百円につき百五十  
 四銭・二パーセント  
 年二募入決定の通知を受けた者  
 は、払込金額に追加の算  
 式により規定する日額を第  
 十号の規算し、期に払い込  
 むものとす。

額面金額の総額  $\times \frac{22}{100} \times \frac{143}{365}$

(二) 発行時に、おいて、その利息  
 に係る所得が源泉徴収され、  
 るものとして、又は振替口座簿  
 の口座に記載し、又は記録さ  
 れるに、ついで、前記の算式  
 のよりに算出た金額を乗じた該  
 金額に、おいた分の、当該債  
 権を發行した金  
 額に、おいた分の、当該債  
 権を發行した金  
 額に、おいた分の、当該債  
 権を發行した金

十四 初期利子

出した金額に当該非居住者又は外国人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額を控除することができ。平成二十二年九月二十日を支払った金額を支払う。ただし、算出した金額を銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 2.2}{100} \times 1$$

十五 第二期利子以後

毎年三月二十日及び九月二十日を、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十六 償還金額

平成二十二年三月二十日額面金額百円につき百円

十七 償還金

日本銀行

十八 払込期日

財務大臣から通知を受けた者

十九 払込期日

平成二十二年八月十日